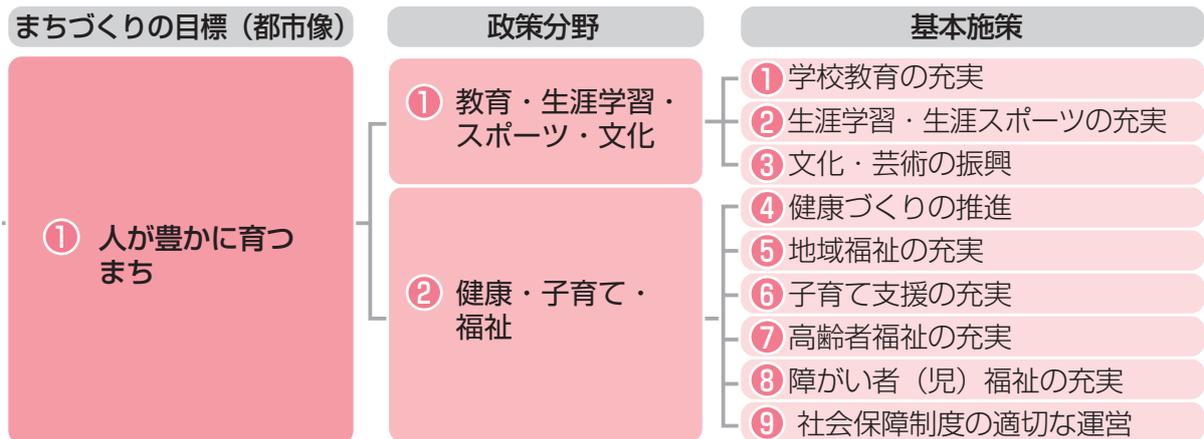


# 第1部

## 人が豊かに育つまち

### 【施策の体系】



## 第1部 人が豊かに育つまち

### 第1編 教育・生涯学習・スポーツ・文化

#### 基本施策1 学校教育の充実

<b>連携する SDGs</b>	<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を	<b>4</b> 質の高い教育を みんなに	<b>5</b> ジェンダー平等を 実現しよう	<b>10</b> 人や国の不平等 をなくそう	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>16</b> 平和と公正を すべての人に	<b>17</b> パートナリシップで 目標を達成しよう
----------------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	---------------------------------

#### 現状と課題

本町では、学校教育施設の耐震化、長寿命化に加え、校舎の増改築などにより児童・生徒数の増加に対応してきました。また、学力向上を図るため、町独自ですべての小・中学校において教育支援員を配置し、個に応じた支援に取り組んでいます。さらに、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会<sup>1</sup>を設置し、地域学校協働活動<sup>2</sup>と連携した取り組みを進めています。

子どもたちの声でにぎわう町であり続けるためには、今後も魅力ある学校づくり、教育内容の充実に力を入れる必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に伴って急速に普及した一人1台タブレット配備やオンライン授業、動画配信授業やウェブサイトを活用した学習がもたらす効果についても、実践と検証を進め、新しい時代に対応した学習モデルを構築していく必要があります。

児童・生徒の心のケアも大切です。スクールカウンセラー<sup>3</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>4</sup>を手厚く配置するなど相談体制を充実させ、児童・生徒を早期に支援することで、いじめ・不登校・児童虐待などの問題を深刻化させないことが重要です。併せて、児童・生徒を危険から守るため、地域の関係機関とも協力し、学校の危機管理体制を充実・強化していかなければなりません。

地域全体で教育に関する課題の解決に取り組むことで、すべての子どもが豊かに、自分らしく成長できる環境づくりを進めることが大切です。

#### 基本方針

- ICT教育の充実など新学習指導要領に基づいた学校教育活動の実践を進め、「生きる力」を育む教育、社会に開かれた教育課程の実現に取り組みます。
- 学校教育施設・設備の充実に取り組みます。

#### 用語解説

- 1 学校運営協議会：教育委員会により任命された委員（保護者や地域住民など）が、一定の権限を持って学校の運営やそのために必要な支援について協議する合議制の機関。
- 2 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- 3 スクールカウンセラー：学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行う。
- 4 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人。問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

主要施策1 子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた健全な心身の育成と学力の充実を進めます。</li> <li>■ 豊かな人間性を育み、人権教育、時代の変化に対応した情報教育の充実に取り組みます。</li> <li>■ 創意工夫を活かした各学校の特色ある教育活動を進めます。</li> <li>■ 食育に取り組みます。</li> <li>■ いじめ・不登校・児童虐待対策を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熊本の学び推進プラン<sup>5</sup>を活かした各学校の取り組みの積極的な支援</li> <li>● 小学校における教科担任制や少人数指導・習熟度別指導などの実施</li> <li>● ICT教育の充実、企業や大学等と連携したプログラミング教育やキャリア教育の推進</li> <li>● 人権教育・道徳教育の充実</li> <li>● 健康教育の充実</li> <li>● 英語教育の一層の充実</li> <li>● 自校給食を活用した食育の推進</li> <li>● 福祉部局と連携した相談活動や特別支援教育の推進・啓発</li> </ul>

主要施策2 社会に開かれた教育課程の実現	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭や地域との連携協力による自主的自律的な学校運営を進めます。</li> <li>■ 学校運営協議会と地域学校協働活動との積極的な連携・協働を進め、特色ある学校づくりを推進します。</li> <li>■ 学校・家庭・地域社会や関係機関・団体との連携のもと、学校内外における児童・生徒の安全確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICTの活用による家庭学習の充実</li> <li>● カリキュラム・マネジメント<sup>6</sup>による地域とともにある学校づくり（国版コミュニティ・スクール）への支援と推進</li> <li>● 学校図書室と町図書館の連携</li> <li>● 地域と連携した児童・生徒の安全確保（スクールパトロール）</li> </ul>

主要施策3 学校教育施設・設備の環境整備	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 校舎の機能維持・長寿命化を推進し、災害時の避難場所としての役割も担う学校施設の計画的な整備・改修を進めます。</li> <li>■ 今後予想される児童・生徒の増加に対応するため、計画的な環境整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の増加及び35人学級に対応した施設の整備</li> <li>● 経年劣化に対応した計画的な大規模改修などの実施</li> <li>● 給食のあり方を含めた給食調理場の改修・機能強化</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
英検3級以上取得率（中学生）	%	46.2	55.0	国の目標値50.0%を上回る
地域学校協働活動ボランティア延べ人数	人	6,215	7,000	

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町教育大綱
- ◆ 菊陽町教育振興基本計画

### 用語解説

- 5 熊本の学び推進プラン：熊本のすべての子どもたちが、「学ぶ意味」を問いながら「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指す義務教育段階における学力向上に関する計画。
- 6 カリキュラム・マネジメント：教育の目的や目標の実現に必要な教育内容などを、教科等横断的な視点で組み立てていくもの。

## 基本施策2 生涯学習・生涯スポーツの充実

### 連携するSDGs



### 現状と課題

本町では、中央公民館や各町民センターの主催講座などにより幅広い年代に対応した学習機会を提供することで、学び続けるための環境を整え、生涯学習の充実に取り組んできました。また、町図書館は、町民生活のパートナーとして「学び、暮らし、仕事」を支えることを目標に掲げ、サービスの充実に取り組んでいます。

国が推進する、誰もがいくつになっても学び直し活躍できる社会を実現するためにも、町民のニーズに柔軟に対応し、生涯学習のさらなる充実に取り組む必要があります。

生涯スポーツでは、活動拠点となる施設の整備・誘致に関する要望が寄せられる中で、光の森町民センター「キャロピア」に続き、総合交流ターミナル「さんふれあ」に健康増進施設を設置するとともに、総合体育館の建設に着手するなど、施設の充実を図っています。

また、令和元年度から小学校運動部活動が社会体育に移行したことに伴い、新たな受け皿としてNPO法人「クラブきくよう」が「ジュニアきくスポ」を立ち上げるなど、新しい動きも出ています。

今後は、町民の多様化する運動・スポーツのニーズに関する情報を収集しながら、施設の充実に加え、人材の育成や環境づくり、運動・スポーツを通じた健康寿命<sup>7</sup>の延伸など、ソフト面での取り組みを強化していくことが大切です。

併せて、青少年の健全育成も重要な課題であり、正義感や道徳を重んじる心、人を思いやる心、ふるさとや地域文化を愛する心など、豊かでたくましい人間性を養うことが改めて求められています。

### 基本方針

- 生涯学習推進のため、それぞれの年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいづくりに取り組みます。
- 町民の「学び、暮らし、仕事」を支える図書館づくりに取り組みます。
- 生涯スポーツ推進のため、スポーツ施設の充実を図るとともに、ソフト面での環境づくりに取り組みます。
- 青少年の健全育成に取り組めます。

主要施策1 生涯学習の推進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■幅広い年代へ学習の機会を提供します。</li> <li>■学習活動の成果を発表する場を設けます。</li> <li>■町民生活のパートナーとしての図書館活動の充実に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民のニーズに沿った主催講座の実施</li> <li>●生涯学習アドバイザーやボランティアなどの人材発掘</li> <li>●中央公民館、町民センターなどの運営の充実</li> </ul>

主要施策2 生涯スポーツの推進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種スポーツ団体等を育成・支援し、学校と社会体育の連携を強化します。</li> <li>■運動・スポーツを通じた健康増進に取り組みます。</li> <li>■運動・スポーツ施設の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合型地域スポーツクラブ<sup>8</sup>をはじめとする各種スポーツ団体等の育成・支援</li> <li>●健康増進を目的とした主催講座の実施や運動・生涯スポーツ活動への支援</li> <li>●スポーツ施設の整備・充実</li> </ul>

主要施策3 健やかな青少年の育成	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校・家庭・地域が連携し、学校を核とした地域づくり、青少年の健全育成に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験活動・奉仕活動の実施、支援</li> <li>●地域学校協働活動の充実</li> <li>●青少年健全育成町民会議活動の充実及び各小中学校との連携</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
図書館の図書貸出冊数	冊/年	228,292	230,000	
NPO 法人クラブきくよう会員数 (総合型地域スポーツクラブ会員)	人	570	800	

## 関連する各分野の計画

- ◆菊陽町教育大綱
- ◆菊陽町教育振興基本計画

### 用語解説

- 7 健康寿命：「日常生活動作が自立している期間」のことで、平均寿命から支援や介護が必要となる期間を差し引いたもの。
- 8 総合型地域スポーツクラブ：身近な地域で幅広い世代がスポーツに親しめるようにすることを目的に設置される地域密着型のスポーツクラブで、地域住民により運営されるもの。本町では平成13年に県内で初めて設立され、その後、特定非営利活動法人（現在の「クラブきくよう」）へ移行。

## 基本施策3 文化・芸術の振興

<p>連携する SDGs</p>	<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>17 パートナリプで 目標を達成しよう</p> 
----------------------	---	--	--	--



### 現状と課題

本町では、各町民センターが町民の文化・芸術活動の拠点となっています。また、図書館ホールでは、自主文化事業やアウトリーチ活動<sup>9</sup>などを通じ、町民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供しています。

すべての町民が、自らの興味に応じて文化・芸術に親しめること、とりわけ感性豊かな子どもたちが質の高い、多様な文化・芸術に触れることは、町全体の振興につながります。

また、本町では、文化財の保護・保存・活用を進めており、地域の文化財を案内する「菊陽町文化財ボランティアガイドの会」や「菊陽南小学校子どもガイド」により、その魅力を町内外にPRしてきました。

地元の小学校や地域、行政が一体となった取り組みの成果として、平成30年8月には馬場楠井手用水を含む白川流域かんがい用水群（熊本市、菊陽町、大津町）が「世界かんがい施設遺産」に登録され、平成31年3月には「馬場楠井手の鼻ぐり<sup>10</sup>」が県史跡の指定を受けています。

今後も、豊かな自然と長い年月の中で培われた伝統・文化を皆で守り、大切に継承していく必要があります。

### 基本方針

- 各町民センターや図書館ホールを中心に活動や発表の場を提供し、町民に優れた文化・芸術に触れる機会を確保します。
- 町の文化財や伝統文化の保護・保存・活用を図ります。文化ボランティアなどを支援し、人材の育成を図ります。

主要施策1 文化・芸術活動の支援と触れる機会の確保	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 図書館ホールを中心とした文化・芸術活動による賑わいと交流の場を広く町民に提供します。</li> <li>■ 文化活動団体との連携を図り、町民の自主的で幅広い文化活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館ホール自主文化事業やアウトリーチ活動等による芸術に触れる機会の充実</li> <li>● 発表機会の充実</li> <li>● 町民センターなどにおける伝統文化講座の実施</li> </ul>

主要施策2 文化ボランティアなどの人材育成	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域で活躍する文化・芸術活動の指導者や団体などの人材の確保、育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化活動をする個人や団体の発掘・支援</li> </ul>

主要施策3 文化財や伝統文化の保護・保存・活用	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域に残る貴重な文化財の保護・保存に努め、町民への周知・保護啓発を推進します。</li> <li>■ 文化財や伝統文化の伝承を通して地域の活性化に貢献する個人・団体の育成と活用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町指定文化財の保護・保存・活用</li> <li>● 町指定文化財の保存・継承のための助成</li> <li>● 文化財マップやパンフレットなどの作成</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
アウトリーチ体験者数	人	4,234	7,000	
菊陽町文化財ボランティアガイドの案内者数	人/年	2,439	2,600	馬場楠井手の鼻ぐりを中心に町の歴史・文化を案内

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町教育大綱
- ◆ 菊陽町教育振興基本計画

### 用語解説

- 9 アウトリーチ活動：菊陽町図書館ホールが平成23年度から実施している音楽家の派遣事業。小学校を中心とした地域の人たちにプロの演奏家を派遣（アウトリーチ）し、一流の芸術音楽を体験することで、一人でも多くの町民に音楽に親しんでもらう活動。
- 10 馬場楠井手の鼻ぐり：白川の馬場楠堰から取水し熊本市渡鹿まで約13km にわたる馬場楠井手のうち、曲手にある鼻ぐりと呼ばれる遺構のある部分を指す。加藤清正により1608年に築造されたと言われ、水路に隔壁を設け、その隔壁に水流穴をくり貫くことにより、水流が渦を巻いて土砂を堆積させない仕組みとなっている。全国でも類を見ない農業土木遺産。

## 第2編 健康・子育て・福祉

## 基本施策4 健康づくりの推進



## 現状と課題

我が国は、生活水準の向上や医学の進歩などにより平均寿命が延びており、世界有数の長寿国となっています。その一方で、急速な少子高齢化や人々の生活様式の多様化から、生活習慣病の発症や重症化によって介護が必要となる人の増加が見込まれており、健康寿命を延ばすことが喫緊の課題となっています。

また、近年では、地震・風水害等の自然災害が頻発化し、新たな感染症も発生するなど、改めて国民の生命を守るための取り組みが見直されています。

このような中、一人ひとりの健康を保持・増進させるため、若い世代から高齢者まで切れ目のない、地域特性を踏まえた工夫のある健康づくりが求められています。

本町においては、従来からの「自分の健康は自分でつくる」という観点を共有し、町民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める体制の整備を図っています。さらに、地域における健康づくり活動を支援することで、地域ぐるみによる健康意識の高揚と健康の保持・増進に努めています。

具体的には、健診受診の勧奨や受診後の細やかな保健指導に取り組み、令和2年度からは、地域の医科及び歯科医療機関との連携のもと、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を進めています。

本町の高齢化率は20.7%（令和2年12月末現在）と県内で最も低く、若い町と言われていますが、人口の増加とともに高齢化も確実に進んでいます。一人ひとりが自分の体を見つめ、大切にし、自分らしい生活を送ることができるよう、生活習慣病の予防や健康の増進につながる有効な施策を講じていくことが求められています。

## 基本方針

- 健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じた健康づくりの推進、生活習慣病などの予防や重症化の防止、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な実施、健康危機管理・地域医療体制の充実などに取り組めます。

主要施策1 生涯を通じた健康づくりの推進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「自分の健康は自分でつくる」という健康観を町民と共有します。</li> <li>■ 町民自らが世代に応じた健康づくりに取り組む意識の啓発を図ります。</li> <li>■ 地域での健康づくり活動を支援し、健康意識の高揚、健康の保持・増進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康教育・広報活動等による健康づくり・食生活・運動習慣などの普及啓発</li> <li>● 世代に応じた健康づくり活動の推進</li> <li>● 健康ポイントなどを活用した、町民の健康づくりのきっかけとなる事業の推進</li> <li>● 健康づくりの拠点となる環境整備の検討</li> </ul>

主要施策2 健康増進体制の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ がん、糖尿病、高血圧などの生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に重点をおいた施策を展開します。</li> <li>■ 健康増進計画・食育推進計画に基づいた健康づくり、食育の推進に努めます。</li> <li>■ 歯と口腔の健康づくりの推進に努めます。</li> <li>■ 心の健康づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査、がん検診等の実施と受診率向上のための取り組みの強化</li> <li>● 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施体制の充実と健診結果に基づく保健指導の実施</li> <li>● 子どもの生活習慣病予防教育の充実</li> <li>● 子育て支援センター、保育所、学校などと連携した食育の推進</li> <li>● 妊婦、乳幼児から高齢者まですべての世代を通じた口腔の健康づくり</li> </ul>

主要施策3 健康危機管理・地域医療体制の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな感染症を含めた健康危機管理体制の強化を図ります。</li> <li>■ 感染症の予防及び拡大防止対策の推進に努めます。</li> <li>■ かかりつけ医の推進に努めます。</li> <li>■ 休日などにおける診療体制、救急医療体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな感染症の発生に備えた体制整備と関係機関との連携強化</li> <li>● 感染症対策のための正しい情報・知識の普及啓発、予防接種の推進</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
特定健康診査受診率	%	43.0	60.0	第3期特定健康診査等実施計画

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町健康増進計画・食育推進計画
- ◆ 菊陽町国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画

## 基本施策5 地域福祉の充実

### 連携する SDGs



### 現状と課題

本町では、人口が増加する中、地域ごとの生活課題は多様化・複雑化しており、従来型のセーフティネットだけでは、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の課題を抱える人を十分に支援することが難しくなっています。制度を越えた総合的な取り組みを進め、誰もが住み慣れた地域で社会的つながりを持ちながら自分らしく生活できる、地域福祉の充実を図る必要があります。

近年、平成28年熊本地震や度重なる自然災害、新型コロナウイルス感染症など、町民生活に深刻な影響を及ぼす事態が発生しています。このような状況においては、地域のつながりがますます重要になります。

本町の地域福祉計画では、「小地域」「行政区」「小学校区」「町全体」のそれぞれの単位で町民が役割を果たし、有機的につながり合うことで、町全体の福祉が充実することを目指しています。ボランティアや地域福祉活動に関わる人材を育成し、町民の参加を促すことで、地域で支え合う体制を強化する必要があります。これは、国が目指す「地域共生社会<sup>1)</sup>」の実現にも資するものです。

行政が果たす役割としては、相談・支援体制の強化が挙げられます。これまで取り組んできた支援拠点の整備や相談支援事業をさらに発展させ、包括的な相談・支援体制を構築していくことが課題です。

地域福祉の充実のため、町民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治会、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者、行政などがそれぞれの役割を認識し、協働して取り組みを進めることが大切です。

### 基本方針

- 「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進、関係課や社会福祉協議会などの関係機関との重層的な連携の強化、民生委員・児童委員との連携の強化、ボランティア活動の積極的な支援などに取り組みます。

主要施策1 地域福祉活動の推進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉計画に基づき福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>■ 地域共生社会の理念に基づき、多様な主体との協働やつながりの強化のため、地域福祉の課題共有の場の創出を目指します。</li> <li>■ 社会福祉協議会への支援強化や民生委員・児童委員活動の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会への支援強化と連携</li> <li>● 地域福祉や地域課題に関する対話の場づくりのための重層的支援体制の構築</li> <li>● 地域福祉に関するボランティアの育成</li> <li>● 民生委員・児童委員活動の充実</li> </ul>

主要施策2 ボランティア活動の推進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボランティアネットワークの形成支援など各種ボランティア団体を積極的に支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア意識の啓発</li> <li>● 社会参加活動の支援</li> <li>● ボランティア講座などの開催</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
ふれあいサロンの設置数	件	28	31	
生活サポートセンター <sup>12</sup> 相談件数	件/年	110	143	

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町地域福祉計画
- ◆ 菊陽町地域福祉活動計画

### 用語解説

- 11 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- 12 生活サポートセンター：暮らしに関わる様々な相談を包括的に受け付け、関係機関との連絡・調整や解決に向けた対応協議、相談内容に応じた継続的な支援などを行う。町社会福祉協議会内に設置され、令和元年度から相談支援を開始。

## 基本施策6 子育て支援の充実

連携する SDGs	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリシップで目標を達成しよう
								



### 現状と課題

本町では、「菊陽町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。子育て支援体制の充実に関しては、子育て支援センター4か所を開設したほか、ファミリー・サポート・センター事業の実施などに取り組んでいます。また、増加する保育ニーズに対しても、保育の量と質を高め待機児童の解消に取り組むとともに、学童保育の施設整備などを進めています。

子育て支援へのニーズは多様化しており、個々のニーズに応じた支援体制づくりが求められています。本町では、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育などサービスの拡充に努めてきました。今後は、制度の利用方法の周知も課題です。

近年、増加・顕在化する児童虐待や子どもの貧困、貧困の連鎖などは深刻な問題であり、家庭の状況に配慮しながら、関係機関が連携して取り組むべき課題となっています。

今後も、子どもの健診や障がいのある子どもの支援など関連する行政分野が連携して子育て世帯を支えていくこと、さらには、家庭、地域、行政、福祉・教育施設、事業所などが一体となり、地域全体で子どもを育てる体制を充実させることが重要です。

### 基本方針

- 地域における子育て支援のさらなる充実、母子への切れ目のない支援や、ひとり親家庭など多様な家族形態のニーズに応じた支援体制づくりに取り組みます。
- すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができ、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりに取り組みます。

主要施策1 施設やサービスの充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育・保育における量の確保と質の向上を図ります。</li> <li>■ 延長保育事業などにより多様な保育サービスを充実させます。</li> <li>■ 放課後児童健全育成事業などにより子どもの健全育成を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児教育・保育の確保と質の向上</li> <li>● 延長保育事業</li> <li>● 放課後児童健全育成事業</li> </ul>

主要施策2 母子への切れ目ない支援の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て世代包括支援センター<sup>13</sup>などにより母子への切れ目ない支援を行い、育児不安を軽減します。</li> <li>■ 児童扶養手当などにより経済的支援を充実させます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で健やかな妊娠・出産への支援</li> <li>● 妊婦健康診査、乳幼児健康診査事業</li> <li>● 乳幼児全戸訪問事業、家庭訪問等による支援</li> <li>● 子ども医療費助成事業</li> </ul>

主要施策3 地域における子育て支援の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子育て支援拠点事業などにより地域における子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援拠点事業</li> <li>● ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>● 子育てサークルの自主的活動へのサポート</li> <li>● (仮称) 総合子育て支援センターの設置の検討</li> </ul>

主要施策4 子どもの貧困対策プロジェクト <sup>14</sup>	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貧困の連鎖を教育で断つことを確実に進めるため、教育の支援を行います。</li> <li>■ 保護者の生活支援や、子どもの健康教育等の強化を進めるため、生活の安定に資する支援を行います。</li> <li>■ 経済的自立による子どもの生活環境の改善のため、保護者の就労支援を行います。</li> <li>■ 貸付金などの現行制度の捕捉率を高めることで経済的支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等</li> <li>● 保育等の確保</li> <li>● 菊陽町奨学資金制度の周知</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
町内対象保育所の待機児童数	人	9	0	現状値は令和2年4月1日現在

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 菊陽町子どもの貧困対策計画

### 用語解説

- <sup>13</sup> 子育て世代包括支援センター：保健師等の専門スタッフが関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供する相談窓口。
- <sup>14</sup> 子どもの貧困対策プロジェクト（菊陽町子どもの貧困対策計画）：子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定するもの。国の大綱において、その目的は、貧困の連鎖を食い止めるため、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すとしている。

## 基本施策7 高齢者福祉の充実

### 連携するSDGs



### 現状と課題

本町の65歳以上の高齢者の数は、令和2年12月末現在で8,860人（20.7%）と県内でも低い水準にあるものの、その半数近くは75歳以上の後期高齢者となっています。今後は、本町においても、高齢化が進展すると予想されます。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、できるだけ長く在宅生活を続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進める必要があります。そのためには、地域包括支援センター<sup>15</sup>などの関係機関がネットワークを強化し、コミュニティが一定の役割を果たすことで包括的なサービス提供体制を整えていくことが重要です。

そして、高齢者が寝たきりにならないためには、原因となる疾病の予防だけでなく、見守り活動により孤立を防ぐことや、高齢者が抱える様々な悩みに対する包括的な相談体制を充実させることが重要です。そのためには地域包括支援センターのさらなる機能強化も課題となります。

さらに、高齢者が心身ともに健康に生活できるよう、健康づくりの支援や生活支援の充実に加えて、生きがいづくりにも取り組む必要があります。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となることから、介護予防の推進により元気な高齢者を増やすとともに、その豊かな知識や経験を活かすための環境を整備し、高齢者の社会参加を促していくことが求められています。

### 基本方針

- 医療と介護の連携、在宅医療の基盤の充実、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、高齢者の社会参加と自立支援、介護予防の充実などに取り組みます。

主要施策1 生きがい対策の充実	
施策の方向性	主な施策
<p>■ 高齢者が生きがいを持って、できる限り自立した生活を送ることができるよう、その経験や知識を活かした就労の場の提供や学習・スポーツ・ボランティア活動を通じた社会参加を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人クラブ活動の支援</li> <li>● シルバー人材センター活動の支援</li> <li>● ボランティア活動の推進</li> </ul>

主要施策2 介護予防対策の充実	
施策の方向性	主な施策
<p>■ 高齢者が要支援・要介護状態とならないよう、介護予防を推進し、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあいサロン等の充実</li> <li>● 通所型介護予防事業の推進</li> <li>● 認知症サポーター養成講座の拡充</li> <li>● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施<sup>16</sup></li> </ul>

主要施策3 生活支援体制の充実	
施策の方向性	主な施策
<p>■ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関が情報を共有し、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯を支援する取り組みを強化します。</p> <p>■ 家族等の支援が得られない認知症高齢者の成年後見制度活用への取り組みや高齢者の虐待問題について、関係機関との連携によるネットワークづくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター体制の充実</li> <li>● 在宅介護支援体制の充実</li> <li>● 認知症高齢者支援体制の充実</li> <li>● 高齢者見守りネットワークの構築</li> <li>● 権利擁護体制の充実及び成年後見制度の利用促進</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合	%	88.0	90.0	未認定+要支援の割合
認知症サポーター養成者数	人/年	788	950	第8期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## 関連する各分野の計画

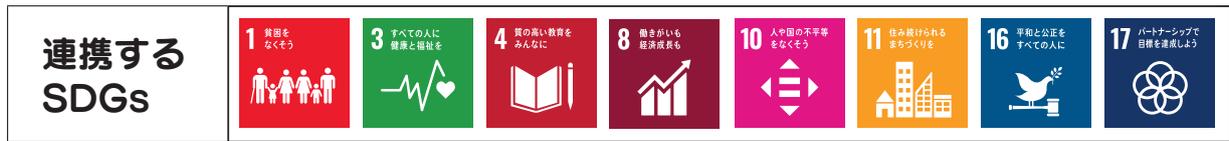
### ◆ 菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

### 用語解説

<sup>15</sup> 地域包括支援センター：社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）、保健師の3職種を中心に専門的知識を持った職員で構成され、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」

<sup>16</sup> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施：高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、国民健康保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施すること。

## 基本施策8 障がい者（児）福祉の充実



### 現状と課題

本町では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、「こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう」を基本理念に、すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりに努めています。

障がいのある人があるがままの姿で、他の人たちと同等の権利を享受できるノーマライゼーション<sup>17</sup>の考え方のもと、障がいのある人の自立と社会参加への意識は年々高まりを見せています。障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、障がいのある人が地域の中で、社会の一員として自立して生活していくことが期待されています。

一方で、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・複雑化の傾向が見受けられます。多様化する障がい者のニーズにきめ細かに対応することが、これまで以上に重要になっています。

そのため、福祉・保健・医療サービスの量的・質的な充実を図ることはもちろん、包括的な相談体制の確立や地域生活支援拠点等の整備、医療的ケアが必要な児童への支援体制の確立等に取り組んでいく必要があります。

### 基本方針

- 障がいに対する正しい理解や配慮について、啓発を進めます。
- 障がい児支援の充実強化に取り組み、発達障がい児への支援体制の充実を図ります。
- ひきこもり支援体制の構築や住まいの確保策の検討なども含め、複合化する障がい者を取り巻く問題に対応できるような相談支援体制の充実を図り、障がい者が安心して暮らしていける社会の実現に取り組めます。

主要施策1 障がい者（児）福祉の充実	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、福祉サービスの充実に取り組みます。</li> <li>■ 当事者や支援者が地域で孤立することがないように、相談支援体制のさらなる充実・強化に取り組みます。</li> <li>■ 発達障がい等の早期発見及び早期支援、障がい児支援のさらなる充実・強化に取り組みます。</li> <li>■ 発達障がい者等に対して適切な支援を行うため、家族等への支援体制を充実させ、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実・強化</li> <li>● 障害児巡回・相談支援事業の充実</li> <li>● 医療的ケア児に対する支援体制の構築</li> <li>● ペアレントメンター<sup>18</sup>の養成</li> <li>● 精神障がい者ピアサポーター<sup>19</sup>の養成</li> </ul>

主要施策2 障がい者（児）を支える地域社会の形成	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現を目指すとともに、障がい者（児）の権利擁護の推進に努めます。</li> <li>■ 地域における支援体制の強化を図り、障がい者の地域生活への移行を進めます。</li> <li>■ 複合化する障がい者等を取り巻く問題への対応について検討します。</li> <li>■ 関係機関等との連携を図り、包括的な支援体制の構築など、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者差別解消法に係る職員研修の実施</li> <li>● 障がい者の権利擁護体制の充実</li> <li>● 成年後見制度の普及啓発</li> <li>● ひきこもり支援体制の構築</li> <li>● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>● 地域生活支援拠点等の整備</li> <li>● 障がい者の住まいの確保策の検討</li> <li>● 包括的な相談支援体制の構築</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
ペアレントメンター養成者数	人	4	8	
精神障がい者ピアサポーター養成者数	人	0	2	

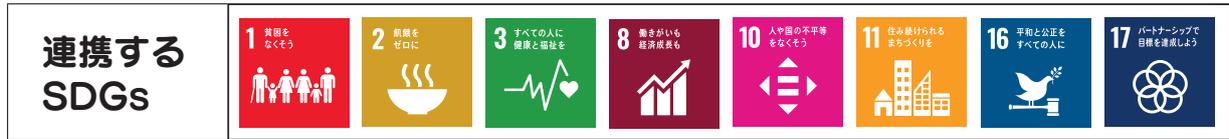
## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町障がい者計画
- ◆ 菊陽町障がい福祉計画
- ◆ 菊陽町障がい児福祉計画

## 用語解説

- <sup>17</sup> ノーマライゼーション：障がいのある人とない人が特別に区別されることなく、社会生活を共にすることが本来の望ましい姿であるとする考え方。1975年の国連障害者権利宣言や1981年の国際障害者年の土台となった。今日の社会福祉の基本理念となっている。
- <sup>18</sup> ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。共感的なサポートを行えることから、専門家による支援とは違った効果が期待され、他の障がい分野などにも広がりを見せている。
- <sup>19</sup> 精神障がい者ピアサポーター：障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりすることを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という。

## 基本施策9 社会保障制度の適切な運営



### 現状と課題

国民年金については、制度への理解を促し、加入・納付・免除の案内や相談業務により、無年金者の解消を含めた健全な運営に努めています。

国民健康保険制度については、平成30年度から財政的な運営主体が県に移行し、県が市町村の年齢構成の偏りや財政基盤などを考慮のうえ、安定した運営を行っています。市町村も、被保険者の資格管理事務や保険料の決定及び賦課・徴収事務及び保健事業などを行っています。今後も医療費の増加が見込まれる中、特定健診・保健指導の受診率向上により、医療費の適正化を図り、被保険者の個人負担の軽減に努める必要があります。

後期高齢者医療制度については、保険財政の安定化のため、県内の全市町村が加入する熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して運営しています。高齢者が安心して医療サービスを受けることができるよう、重複・頻回受診の抑制や病気の早期発見・早期治療など医療費の適正化により、安定的な制度運用を図ることが重要です。

介護保険制度については、団塊の世代が75歳となる2025年及び高齢化率が最高になる2040年を見据え、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、その実現に向けて重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化も急がれます。

また、今後医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患・認知症などの高齢者の増加が見込まれることから、地域での医療と介護の連携、認知症高齢者の支援体制、生活支援、成年後見制度などの機能強化と啓発活動の充実を図ることが重要です。

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対しては、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図っていくことが求められます。

### 基本方針

- 町民一人ひとりが安心して生活を送れるように、国民年金制度の周知と国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度の適正な運営に取り組みます。
- 生活保護制度の適切な運用により、生活困窮者への支援を図ります。

主要施策1 国民年金制度	
施策の方向性	主な施策
<p>町民皆年金の実現のため、国民年金制度の周知の徹底を図るとともに、相談業務の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金相談の充実</li> <li>●未加入者の加入促進</li> <li>●啓発活動の実施</li> </ul>

主要施策2 国民健康保険制度	
施策の方向性	主な施策
<p>国民健康保険制度の周知を図りながら、保険税の適正賦課と確保に努めるとともに、疾病の予防などによる医療費の抑制を図り、制度の安定的かつ円滑な運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費適正化の推進</li> <li>●健全財政の維持</li> <li>●啓発活動の実施</li> <li>●保健事業の実施</li> </ul>

主要施策3 後期高齢者医療制度	
施策の方向性	主な施策
<p>後期高齢者の健康保持に努めるとともに、制度の適正な運用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費適正化の推進</li> <li>●啓発活動の実施</li> <li>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</li> </ul>

主要施策4 介護保険制度	
施策の方向性	主な施策
<p>介護保険事業計画に基づき、介護予防や高齢者の健康保持・増進に努め、制度の安定的かつ円滑な運営と、健全な保険財政運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健全財政の確保</li> <li>●相談窓口の充実</li> <li>●啓発活動の実施</li> <li>●地域包括支援センター体制の充実</li> <li>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</li> </ul>

主要施策5 生活困窮者への支援	
施策の方向性	主な施策
<p>生活困窮者からの相談に対し、各種支援施策の活用など適切な助言指導に努めます。</p> <p>生活保護については、福祉事務所と連携し、訪問活動や継続調査等への協力など、適正な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援と自立に向けた支援の充実</li> <li>●民生委員・児童委員との連携</li> <li>●福祉事務所など関係機関との連携</li> <li>●相談・指導体制の充実</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
ジェネリック医薬品普及率	%	80.1	85.0	